#### 所沢市電線共同溝管理規程

(目的)

第1条 この規程は、所沢市長(以下「道路管理者」という。)が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)第18条の規定に基づき、電線共同溝の構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項その他電線共同溝の管理に関する事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を期することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。
  - (1) 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため、道路管理者が指定した道路区域内の地下に設ける施設をいい、管路部及び特殊部からなる。
  - (2) 「管路部」とは、電線を管路材に収容する部分をいう。
  - (3) 「特殊部」とは、分岐部、接続部及び地上機器部を総称していう。
  - (4) 「引込管」とは、電線共同溝のうち、民地等へ電線を引込むための管路をいう。
  - (5) 「連系管路」とは、電線共同溝に収容された電線と電線管理者の 既設電線とを結ぶために設ける管路をいう。
  - (6) 「附帯設備」とは、電線共同溝の管路部及び特殊部に占用者が附帯して設置する施設をいう。
  - (7) 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線及び特殊部に設ける取付け金具等をいう。
  - (8) 「占用物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外のものをいう。
  - (9) 「占用者」とは、前号の占用物件の敷設に関する道路管理者の許可を受けた者をいう。
  - 10 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
  - (11) 「敷設工事」とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令第256号)第7条第2項第1号の規定による届出の対象工事をいう。

(12) 「占用工事」とは、道路管理者の承認を得て、占用者が行う占用 物件の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する工事 をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件等は占用者 が、それぞれ管理するものとする。

(台帳の作成及び保管)

- 第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため、次に掲げる事項を 記載した電線共同溝管理台帳(以下「台帳」という。)を作成し保管 するものとする。
  - (1) 電線共同溝の規模及び構造
  - (2) 収容物件の敷設状況
  - (3) 収容物件の種類、占用許可年月日及び占用許可番号
  - (4) 敷設工事着手年月日及び完了年月日
  - (5) 収容物件の管理者氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
  - (6) その他道路管理者が必要と認める事項
- 2 道路管理者は、占用者に台帳を閲覧させることができる。
- 3 占用者は、自らに起因して台帳の内容に変更が生じたときは、速や かに道路管理者の指示に従い届け出なければならない。

(継承の届出等)

- 第5条 占用者は、法第6条第2項及び法第14条第2項に基づく地位 の継承をしようとするときは、継承の届出書(様式第1号)を道路管 理者に届け出なければならない。
- 2 占用者は、法第15条第1項に基づく権利の譲渡の承認を受けようとするときは、譲渡承認申請書(様式第2号)を道路管理者に提出し、 その承認を受けなければならない。

(敷設工事の届出)

第6条 電線共同溝内において敷設工事を施工する場合は、敷設工事の 届出書(様式第3号)に数量内訳書等添付の上、道路管理者に届け出 なければならない。 (占用工事の承認)

第7条 占用者は、電線共同溝内において占用工事を施行しようとする ときは、電線共同溝占用工事施行承認申請書(様式第4号)を道路管 理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

- 第8条 電線共同溝内において前条の規定による敷設工事及び占用工事 (以下「工事」という。)を施工する場合においては、同条の規定に よるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。
  - (1) 占用者は、工事の際に電線共同溝の構造及び他の占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
  - (2) 工事施行に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずるものとし、万一、事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに遅滞なく道路管理者に報告し、その指示を受けること。
  - (3) 占用者は、工事が他の収容物件に支障を及ぼすおそれがあるときは、他の占用者に意見を聴き、必要により立会いを求めるものとする。この場合において、道路管理者は、特に立会いが必要であると認めたときは、他の占用者に立会いを指示することができる。
  - (4) 道路管理者が敷設工事を施行する場合で、占用物件に影響を及ぼ すおそれがあるときは、あらかじめ関係する占用者と連絡し、協議 を行うものとする。
  - (5) 工事に伴い、附帯設備の設置等が必要となったときは、道路管理者と協議するものとする。
  - (6) 占用者は、工事が完了したときは、速やかに道路管理者に電線共同溝内敷設・占用工事完了届(様式第5号)を提出しなければならない。

(引込管及び連系管路の新設に伴う措置)

- 第9条 法第3条による指定道路区域内において、新たに引込管及び連系管路を設置しようとする占用者は、道路法第24条に基づき道路管理者に電線共同溝自費工事施工申請書(様式第6号)を提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 占用者は、新たに設置した引込管及び連系管路を引き渡す場合には、 道路管理者に引渡書(様式第7号)及び変更した台帳を提出しなけれ ばならない。

(収容物件の明示)

第10条 道路管理者及び占用者は、収容物件に管理者名、敷設年及び 電圧(電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定に基づいて設 ける電線に限る。)を明示するものとする。

(収容物件に変更がある場合の措置)

第11条 道路管理者は、占用物件が新たに加入する等収容物件に変更 が生ずるときは、あらかじめ関係する占用者に通知するものとする。

(工事目的以外の入溝)

- 第12条 占用者は、工事目的以外で電線共同溝に入溝しようとすると きは、道路管理者に電線共同溝入溝承認申請書(様式第8号)を提出 し、その承認を受けなければならない。
- 2 占用者は、事故その他やむを得ない事由により、緊急に入溝しようとするときは、道路管理者に連絡の上、その指示に従って入溝できるものとし、事後速やかに電線共同溝緊急入溝報告書(様式第9号)を提出し、内容等の確認を受けなければならない。
- 3 道路管理者が占用者以外の者を許可する場合は、必要に応じ関係占 用者に連絡するとともに、必要な措置を協議するものとする。

(点検及び通報の義務)

- 第13条 道路管理者及び占用者は、第3条に規定する管理区分に従い、 電線共同溝若しくは収容物件を定期的に又は必要に応じ巡視若しくは 点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努 めなければならない。
- 2 管理担当者及び占用者は、巡視又は点検の際電線共同溝及び全ての 収容物件に注意を払い、異常を発見した時は、直ちに道路管理者及び 関係機関に通報するとともに、収容物件の保全に努めるものとする。
- 3 前項の異常を発見した占用者及び第8条第2号の事故が発生した物件の占用者は、必要な措置が完了した後、直ちに道路管理者に事故報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

(費用の負担)

第14条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用は、当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舎費並びに事務費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した負担割合を乗じて得た額を道

路管理者及び占用者がそれぞれ負担するものとする。ただし、道路管理者は、この規程によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占用者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。

- 2 前項の負担額の算出にあたり、各占用者の負担額に円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り捨て、端数は道路管理者が負担するも のとする。
- 3 電線共同溝、収容物件の設置又は管理の瑕疵により、電線共同溝又 は収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、第1項の規定にかかわら ず、その原因者の負担とする。
- 4 電線共同溝の改築が特定の占用者のみの利用に資するものである場合又は特定の占用者の原因に基づき必要となった場合には、当該電線共同溝の改築に要する費用は、当該占用者の負担とする。
- 5 負担金のうち船舶及び機械器具費、営繕宿舎費及び事務費の算出は次に掲げるとおりとする。ただし、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。
  - (1) 船舶及び機械器具費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費の合計額を次の表に掲げる基準額ごとに区分し、それに応じた率を乗じて算出した額とする。ただし、合計金額が500万円未満の場合を除く。

基準額	船舶及び機械器具費 の率
2,000 万円以下の金額	0.8%
2,000 万円を超え 5,000 万円以下の金額	0.6%
5,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額	0.4%
8,000 万円を超えた金額	0.2%

(2) 営繕宿舎費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費並びに船舶及び機械器具費の合計額を次の表に掲げる基準額ごとに区分し、それに応じた率を乗じて算出した額とする。ただし、合計金額が500万円未満又は工期が100日未満の場合を除く。

基準額	営繕宿舎費の率
2,000 万円以下の金額	1.0%
2,000 万円を超え 5,000 万円以下の金額	0.8%

5,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額	0.6%
8,000 万円を超えた金額	0.4%

(3) 事務費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費並びに営繕宿舎費の合計額を次の表に掲げる基準額ごとに区分し、それに応じた率を乗じて算出した額とする。

基準額	事務費の率
2,000 万円以下の金額	10%
2,000 万円を超え 5,000 万円以下の金額	8%
5,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額	6%
8,000 万円を超えた金額	4%

#### (負担金の徴収時期及び徴収方法)

- 第15条 道路管理者は、前条の規定に基づき算出した負担金の各年度 の額を明らかにするため、負担金徴収計画を作成するものとする。
- 2 占用者は、負担金徴収計画に明示された各年度の負担金を道路管理 者と合意した期日までに予納するものとする。
- 3 負担金は、道路管理者の発行する納入通知書により徴収するものと する。

#### (負担金の精算)

第16条 前条の規定により道路管理者が徴収した負担金は、毎会計年度末に精算するものとする。ただし、改築、維持、修繕、災害復旧その他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算することができるものとする。

#### (損害又は紛争の処理)

第17条 電線共同溝、収容物件の設置又は管理の瑕疵により、第3者 (道路管理者及び他の占用者を含む。)に損害を与え、又は第3者と 紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなけ ればならない。 (関係法令の遵守)

第18条 占用者は、前各条の規定により工事等を実施しようとする場合は、この規定によるほか関係法令等を遵守しなければならない。

(保安細則)

第19条 道路管理者は、保安及び防災上特に必要な事項について占用 者の意見聴取の上、別に電線共同溝及び収容物件に関する保安細則を 定めることができる。

(規程に関する疑義等)

第20条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、 道路管理者と占用者がその都度協議するものとする。

附則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

年 月 日

印

# 電線共同溝の占用予定者の地位 の継承の届出書 電線共同溝の占用等の許可に基づく地位

(あて先) 所 沢 市 長

住所

氏名

担当者

TEL

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号) 第6条第2項 第14条第2項 の規定により届け出ます。

1. 被継承人住所

氏名

2. 継承年月日

## 電線共同溝の占用等の許可に基づく権利の譲渡承認申請書

(あて先) 所 沢 市 長

申請者 譲渡人住所

> 譲渡人氏名 EП

譲受人住所

譲受人氏名 盯

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第15条1項の規定により、 第10条

次のとおり同法 第11条第1項 の許可(以下「許可」という。)に基づく権利の譲渡の

第12条第1項

承認を得たく申請します。

権利の譲渡に係る電線共同溝の名称	市道〇一〇〇線所沢市〇〇電線共同溝
権利の譲渡に係る電線共同溝の区間	
権利の譲渡に係る許可の年月日及び番号	
権利の譲渡に係る許可の内容	(法第10条各号に掲げる事項を記載)
譲渡する権利の内容	
譲受人の事業の内容	
譲渡の年月日	

- 1. 申請人が法人である場合は、「氏名」の欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2. 財産の譲渡を伴う場合は、「譲渡する権利の内容」の欄及び占用許可書の添付図面に明記すること。

申請者控

敷	設	Т	事	$\sigma$	届	出	書
方以	ĦΨ		≠	U)	ΙН	ш	=

所道維(占)第 号 年 月 日

年 月 日

(あて先) 所 沢 市 長

₹		
住所		
氏名		
	担当者	
	TEL	

電線共同溝整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令第256号)第7条第2項第1号の規定により届け出ます。

	路線名								上	· 下	・上下
占用許可を	上り線										
受けた電線	許可区間							長			
共同溝の部分		下り線						IX			
		1 7 498									
		種 類	Į	総	延	長		敷	設	区	間
敷設する電線											
放政する电影											
工事の時期		年 月	日から	上田の世	129		年	月	日か	ら	年間
		年 月	日まで	ロ州の舟	占用の期間				日ま	で	十间
沃什聿粨	室内図 丁重	事施工者の概	更 保守管理	里の方法 占用官	長質出	根拠 占目	日数量調書	型 数量	内記書	平面	 [図

#### 備考

#### 記入要領

- 1「許可番号」欄には、届出の根拠となる占用許可の許可日付及び許可番号を記入すること。
- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 3 「許可区間」欄には、上下線別に区間を記載し、片側のみの場合には反対側について空欄とすること。
- 4 「添付書類」欄には、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 5 「敷設する電線」の「総延長」は、敷設区間の延長に敷設する電線の条数を乗じたものとする。 ※この届出書の他に、数量内訳書、工事施工者の概要、保守管理の方法等の図書を添付すること。

正本

					敷	討	٦ Z	エ	事	の	届	i	出	書	所	道維	(占) 年		月	号 日
															年	J	====	日		
(あて	(先)	所	沢	市	長															
										₹										
										住戶										
										氏名	<b>各</b>								••••	印
												担	当者							
													TEL					•••••		
																	_			
	記線共 川届け				三に関	する特	寺別打	昔置法	去施行 <sup>。</sup>	令(平反	艾7年	政勻	<b>予第2</b> 5	56号)第7约	<b>条第2</b> :	項第1	号の	規定	:1=	
				路網	紀												上	•	下	· 上下
	用許可					上	り線													
受 共同	けた電 ]溝の	ᇗ線 部分	.	许可	区間			1							延	長				
						下「	り線													
						種	类	頁			総	<u>,</u>	延	長		敷	設	区	:	間
			-												1					
敷訠	とする	電線	ا ا												1					
						年	月	日 #	his						<u> </u> 年	月	日か	\ <u>`</u>		
I.	事の問	寺期				ー 年	月		まで	ᅺ	ち用の	)期	間		年	月	ロル 日ま			年間
	付書		茅	《内区	】、工事	施工	者のホ	既要、ſ	保守管理	里の方法	、占用	亘	長算出	根拠、占用数	量調書	、数量	内訳書	、平	面区	
ſ	莆	考																		
				看	<u></u>	星	 	<b>†</b>	闌					起案			年		月	日
	部	長	1		<b>-</b>		<del>-</del> 長	т'	ניואן	リータ	ř—	į	旦 当	決 裁	ī T		年 T		月 	日
特														•	_1.					
特記事項																				
項																				
占				•••••		•••••	•••••	•••••					••••••			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••			額
占用料	初 <sup>4</sup> 年		更 _ 類_						(算定	)								0		除 料
	<u>干</u> }開文				入力													J	卅	11
Z	て書 係	存		年																
耳	双扱	<b></b>	多犁	えき	手															

通知用												
							所	道維	(占) 年		月	号日
											<u>л</u>	
							年	J	月	H		
				₹								
				住所								
				氏名							様	
					担当者	<b>当</b>					•••	
					TEI							
	路線名								上	• 7	•	上下
占用許可を		上り線					_					
受けた電線 共同溝の部分	許可区間						延	長				
2 (1-3/13 e2 Hb23		下り線					4					
		 種 類		纵	& 延	 長	+	 敷	設	区	間	
		1		ПА	· <u> </u>		+	办	DX.		IH	1
							1					
敷設する電線 -							1					
工事の時期		年 月	日から	占用0	)期間		年	月	日か	ら		年間
		年 月	日まで				年	月	日ま			1 1143
添付書類 第	<b>《内図、工事</b>	事施工者の概	要、保守管理	<b>里の方法、占月</b>	月亘長算と	出根拠、占用数	量調書	、数量	内訳書			
			四 (答点)								減 免 [	
I # I											無業	
料 年 額一 (納入期限				こ指定する!	田限						7RK 1	rT
(441) (341)	., ,,,,	JU11 7 W111	/ AEAR ET	-10/2 / 0/	V112X			 斤道維	(占)	 第		号
敷設	と工事の届	出書につい	いて						年		目	日
					所 沢	市長				E	]	
_	上記のとお	り占用料を	算定したの	で通知する	)							

ונין אנא	数量内訳	書					ページ	1/2
管番号	線種	規格	外径		数	量		特記事項
日田万	孙八生	が加口	(mm)	亘長	条数	延長	単位	付配事項
							m	
小	計			_				

(参考図)	
**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

注)・図面内の管番号は数量内訳書の番号を表している。 ・内訳書は、電線共同溝の断面形状が変化する毎に一葉とすること。

71 J	数量内訳	書					ページ	2/2
管番号	線種	規格	外径		数	量		特記事項
日田万	孙、作生	みて行口	(mm)	亘長	条数	延長	単位	付記事項
							m	
小	計							
合	計			_				

(参考図)	
注)・図面内の管番号は数量内訳書の番号を表している。	

注)・図面内の官番号は数量内訳書の番号を表している。
・内訳書は、電線共同溝の断面形状が変化する毎に一葉とすること。

# 工事施工者の概要

氏名又は名称			代表者氏名		
住 所					
建設業の許可の有無	有	無	(	)	
建設業の許可の年月日					
許可番号					
敷設工事の方法					
事故発生時等の 緊急時の連絡先					

- 注) 1「氏名又は名称」、「代表者氏名」及び「住所」の欄には、工事を委託(請負)する場合に記載する。
  - 2 「建設業の許可の有無」の欄は、該当するものを〇で囲み、建設業の許可を受けている場合には、当該 許可に係る建設業の種別を()に記載する。
  - 3 「建設業の許可の年月日」及び「許可番号」の欄には、建設業の許可を受けている場合に記載する。
  - 4 敷設工事の方法の欄には、ケーブルの敷設方法を具体的に記載する。
  - 5 その他工事施工者に関する技能的能力に関し参考となる事項を記載した書類がある場合には添付する。

## 保守管理の方法等

直営又は	は委託(請負)の別	Ī	直営	委託(請負)
電線の	保守管理の方法			
電線	氏 名			
電線の保守管理責任者	主たる経歴			
保守行	管理の委託先の氏	名又は名称		
事故発生時等の 緊急時の連絡先		氏 名		
		電話番号		

- 注)1「直営又は委託(請負)の別」の欄には、該当するものを〇で囲む。
  - 2 委託(請負)の場合には、委託(請負)の契約書又は内諾書の写しを添付する。
  - 3 「電線の保守管理の方法」の欄には、保守管理の方法を具体的に記載する。
  - 4 「電線の保守管理責任者」の欄の「氏名」の欄には所属及び氏名を、「主たる経歴」の欄には学歴及び 職歴のうち、電線等の保守管理に関係のあるものを記載する。
  - 5 その他保守管理に関する技能的能力に関し参考となる事項を記載した書類がある場合には添付する。

### 電線共同溝占用工事施行承認申請書

(あて先) 所 沢 市 長

占用者名 印

担当者

TEL

占用物件に係る下記の工事を施工したいので、所沢市電線共同溝管理規程第7条第1項に基づく 承認を得たく申請します。

記

		占用	許可	第	号		年	月	日
目的									
路線名	市道		線	電線共同溝名				電線共	同溝
場所			,						
工事期間		年	月	日から	年	月	日まで		
工事名									
工事内容									
規模数量									
添付図面	位置図、平	面図、	断面	図、交通規制図、	その	他(		)	

## 電線共同溝占用工事施行承認書

上記について、これを承認します。ただし、工事にあたっては「所沢市電線共同溝管理規程」及び 「所沢市電線共同溝保安細則」を厳守すること。

所道維(占)第 号

年 月 日

所沢市長 印

## 電線共同溝敷設,占用工事完了届

(あて先) 所 沢 市 長

占用者名 印

担当者

TEL

下記の工事が完了したので、所沢市電線共同溝管理規程第8条第6号の規程により届け出ます。

記

1 承認年月日、番号 年 月 日 所道維(占)第 号

2 場 所

3 工事内容

4 工事期間 年 月 日 着手

年 月 日 完了

5 施工業者 住 所

業者名

担当者名

連絡先

6 添付資料 敷設届または承認申請書写し・案内図・平面図・管理台帳・工事写真(入線 区間両端の特殊部2箇所及び入線区間中間の特殊部1箇所の計3箇所の

特殊部内のケーブル入線状況を撮影すること)

# 電線共同溝自費工事施工申請書

(あて先) 所 沢 市 長

占用者名 印

担当者

TEL

占用物件に係る下記の工事を施工したいので、所沢市電線共同溝管理規程第9条第1項に基づく 承認を得たく申請します。

記

目的							
路線名	市道	線	電線共同溝	名			電線共同溝
場所							
工事期間	年	月	日から	年	月	日まで	
工事名							
工事内容							
規模数量							
	直営 ・ 請負	施	工業者 住所	₹	-		
   施工方法			業者名				
<u> </u>			担当者				
			連絡先				
添付図面	位置図、平面図	、断面	i図、交通規制図	、その他	i (		)
備考							

# 電線共同溝自費工事施行承認書

上記について、これを承認します。ただし、工事にあたっては「所沢市電線共同溝管理規程」及び「所沢市電線共同溝保安細則」を厳守すること。

所道維(占)第 号

年 月 日

所沢市長 印

年 月 日

# 引込管等引渡書

(あて先) 所 沢 市 長

占用者名 印

担当者

TEL

年 月 日付け所道維(占)第 号の工事が完了したので、所沢市電線共同溝管理規程第9条第2項のとおり引渡します。また、引渡し完了後、速やかに道路管理者へ敷設工事の届出書を提出します。

記

路線名	市道線	電線共同溝名		電線共同溝					
場所	所沢市○○地先から所沢市○○地先まで								
番号	品 名	規 格	延 長	備考					
1	引込管	$\phi$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ mm	O条×Om						
2	連系管路	$\phi$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ mm	O条×Om						
3									
4									
引渡年月日		年 月	B						
添付図面	位置図、平面図、竣工	立置図、平面図、竣工図、管理台帳、その他()							

# 電線共同溝入溝承認申請書

(あて先) 所沢市長

会社名

住所

氏名 印

TEL

下記のとおり電線共同溝に入溝したいので承認願います。

記

1 入溝箇所 路線名: 市道 線( 電線共同溝)

場 所:

2 入溝目的

3 期間 年月日時分から年月日時分まで

監督責任者

4 入溝者等 入溝責任者

会社名

住 所

氏 名

TEL

入溝総人数 名

5 火気使用 (1) あり 「防火責任者

(2) なし

# 電線共同溝入溝承認書

上記申請について、下記の条件を付して、これを承認します。

事故等異常が発生したときには、速やかに別添の緊急連絡系統図により所沢市担当課及び関係機関に連絡すること。

所道維(占)第 号

年 月 日

所沢市長 印

## 電線共同溝緊急入溝報告書

(あて先) 所沢市長

会社名

住所

氏名 印

TEL

年 月 日 時 分に緊急連絡を行い、電線共同溝に入溝したので下記のとおり報告します。

記

1 入溝箇所 路線名 市道 線( 電線共同溝名)

場所

2 入溝目的 (1)目的

(2) 異常の内容

(3) 措置の内容

3 期間 年月日時分から年月日時分まで

監督責任者

4 入溝者等 入溝責任者

会社名

住 所

氏 名

TEL

入溝総人数 名

5 火気使用 (1) あり 「防火責任者

(2) なし

確認書

上記報告についてこれを確認しました。

年 月 日

J

確認者氏名 印

# 事 故 報 告 書

年 月 日

(あて先)所沢市長

占用者住所

氏名 印

#### 下記の通り報告します。

事故発生箇所	路線名道	線(		電線共	同溝)	場所					
事故発生日時		年	月	日	時	ŧ .	分				
事故処理終了日時		年	月	日	時	ŧ	分				
他の占用者への影響	なし・ あり	会社名				(T	EL:	)	他の占用者への連絡	済	• 未
事故処理に携わった責任者			00	00	印		TEL:				
報告書作成者			00	00	印		TEL:				
事故の状況											
処理の方法											
その他											
添付書類	位置図、平面図、断	面図、事故	既況図、	写真等							